

第8章

介護保険料の算出

1. 介護保険制度における事業費用の見込み

第1号被保険者の保険料を算定するため、今後3年間の介護給付費および地域支援事業費を見込んでいます。介護給付費は、給付実績から算出したサービスごとの単価と目標年度におけるサービス目標量に、平成27年度（2015年度）の報酬改定を加味し見込んでいます。

（1）介護給付費の見込み

（単位：千円）

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
（1）居宅サービス	11,469,471	9,678,129	10,163,184
①訪問介護	4,007,671	4,130,678	4,314,114
②訪問入浴介護	93,327	96,656	101,511
③訪問看護	301,449	314,701	323,662
④訪問リハビリテーション	160,420	162,387	167,517
⑤居宅療養管理指導	439,030	457,899	484,559
⑥通所介護	3,349,480	1,242,386	1,320,491
⑦通所リハビリテーション	912,658	908,093	919,635
⑧短期入所生活介護	510,813	513,029	523,769
⑨短期入所療養介護	105,443	105,546	107,456
⑩特定施設入居者生活介護	792,958	918,352	1,037,304
⑪福祉用具貸与	753,555	783,439	816,467
⑫特定福祉用具販売	42,667	44,963	46,699
（2）地域密着型サービス	2,095,977	4,458,451	4,812,041
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	235,784	247,435	256,330
②夜間対応型訪問介護	13,286	13,746	13,979
③認知症対応型通所介護	113,891	117,953	120,618
④小規模多機能型居宅介護	223,754	232,890	239,121
⑤認知症対応型共同生活介護	931,334	985,105	1,096,247
⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	577,928	584,200	665,470
⑦地域密着型通所介護	-	2,277,122	2,420,276
（3）住宅改修	85,138	89,678	93,043
（4）居宅介護支援	1,195,739	1,259,003	1,308,136
（5）介護保険施設サービス	4,672,020	4,666,103	4,669,212
①介護老人福祉施設	2,848,447	2,846,053	2,849,162
②介護老人保健施設	1,322,252	1,319,698	1,319,698
③介護療養型医療施設	501,321	500,352	500,352
介護給付費 合計	19,518,345	20,151,364	21,045,616
負担額制度変更（1割⇒2割）による影響額	△103,913	△163,712	△163,825
影響額反映後の介護給付費 合計	19,414,432	19,987,652	20,881,791

(2) 予防給付費の見込み

(単位：千円)

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
(1) 介護予防サービス	948,287	1,132,045	419,311
①介護予防訪問介護	244,957	301,631	17,732
②介護予防訪問入浴介護	-	-	-
③介護予防訪問看護	11,927	12,774	12,621
④介護予防訪問リハビリテーション	6,590	8,336	10,558
⑤介護予防居宅療養管理指導	14,658	18,411	23,197
⑥介護予防通所介護	440,349	513,159	31,120
⑦介護予防通所リハビリテーション	103,222	112,955	128,007
⑧介護予防短期入所生活介護	581	580	580
⑨介護予防短期入所療養介護	941	929	882
⑩介護予防特定施設入居者生活介護	68,836	98,284	120,045
⑪介護予防福祉用具貸与	42,165	49,448	59,148
⑫特定介護予防福祉用具販売	14,061	15,538	15,421
(2) 地域密着型介護予防サービス	15,112	16,145	16,034
①介護予防認知症対応型通所介護	459	458	458
②介護予防小規模多機能型居宅介護	11,485	12,525	12,414
③介護予防認知症対応型共同生活介護	3,168	3,162	3,162
(3) 住宅改修	60,999	68,815	69,200
(4) 介護予防支援	152,951	171,336	71,300
予防給付費計	1,177,349	1,388,341	575,845

(3) 地域支援事業費の見込み

■地域支援事業費

(単位：千円)

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
介護予防事業	49,743	55,043	903,097
包括的支援事業	242,697	301,926	339,133
地域包括支援センター運営事業	236,344	286,373	323,580
認知症総合支援事業	6,353	7,553	7,553
生活支援体制整備事業	-	8,000	8,000
任意事業	38,406	38,005	38,999
介護給付等費用適正化事業	15,086	13,020	13,020
家族介護支援事業	13,488	15,093	16,087
その他事業	9,832	9,892	9,892
合計	330,846	394,974	1,281,229

■標準給付費見込額に対する割合

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
介護予防事業	0.2%	0.2%	3.9%
包括的支援事業	1.3%	1.5%	1.7%
任意事業			
地域支援事業総額	1.5%	1.7%	5.6%

2. 第1号保険料基準月額の算定

(1) 標準給付費見込額と保険料収納必要額

介護保険制度における65歳以上の保険料（第1号保険料）については、3年間に被保険者の利用する介護サービスの利用料等を保険者が推計し、保険給付に必要な費用（保険給付費）等を算出した上で、保険料額を決定することとなります。

介護保険事業に必要な法定サービスにかかる保険給付費はサービス利用時の利用者負担を除き、50.0%を公費で負担（国25.0%、府12.5%、市12.5%、ただし、施設分については、国20.0%、府17.5%、市12.5%）し、残りを第1号被保険者、第2号被保険者からの保険料で負担する仕組みとなっています。

第1号被保険者と第2号被保険者の保険料の負担割合は、本計画期間においては、第1号被保険者は22.0%、第2号被保険者は28.0%となります。（第5期計画期間での負担割合は、第1号被保険者が21.0%、第2号被保険者が29.0%）

平成27～29年度標準給付費見込額

$$\begin{aligned}
 &= \text{介護給付費} + \text{予防給付費} + \text{特定入所者介護サービス費等給付額} \\
 &\quad + \text{高額介護サービス費等給付額} + \text{高額医療合算介護サービス費等給付額} \\
 &\quad + \text{審査支払手数料}
 \end{aligned}$$

■標準給付費見込額と地域支援事業費

（単位：千円）

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	合計
標準給付費見込額	21,789,738	22,627,769	22,817,230	67,234,737
介護給付費	19,414,432	19,987,652	20,881,791	60,283,875
予防給付費	1,177,349	1,388,341	575,845	3,141,535
特定入所者介護サービス費等給付額	625,117	628,851	678,427	1,932,395
高額介護サービス費等給付額	488,499	530,630	580,388	1,599,517
高額医療合算介護サービス費等給付額	66,432	72,696	79,379	218,507
審査支払手数料	17,909	19,599	21,400	58,908
地域支援事業費	330,846	394,974	1,281,229	2,007,049
標準給付費見込額と 地域支援事業費の合計	22,120,584	23,022,743	24,098,459	69,241,786

標準給付費見込額をもとに、次の算定式により、3カ年の保険料収納必要額を算定します。

$$\begin{aligned}
 \text{保険料収納必要額} &= \text{③標準給付費見込額と地域支援事業費の合計} \times 0.22 \\
 &+ (\text{①標準給付費見込額} + \text{②H29介護予防事業費}) \times 0.05 \\
 &- \text{⑥調整交付金見込額} + \text{⑦財政安定化基金拠出金見込額} \\
 &+ \text{⑧財政安定化基金償還金} - \text{⑨準備基金取崩額等} \\
 &+ \text{⑩市町村特別給付費等}
 \end{aligned}$$

■ 保険料収納必要額の算定

	数値	説明
①標準給付費見込額（千円） A	67,234,737	調整交付金の算定にあたっては、各年度の標準給付費見込額を用いる。
①H29介護予防事業費（新総合事業費）（千円） B	903,097	平成29年度の介護予防事業費（新総合事業費）
③標準給付費見込額と地域支援事業費の合計（千円） C	69,241,786	
④後期高齢者加入割合補正係数 D	1.0323	平成27年度（2015年度）～平成29年度（2017年度） 平均
⑤所得段階別加入割合補正係数 E	0.9611	平成27年度（2015年度）～平成29年度（2017年度） 共通
⑥調整交付金見込額（千円） F	3,534,255	平成27年度（2015年度）～平成29年度（2017年度）における標準給付費見込額および所得段階別加入割合補正係数と、各年度共通の後期高齢者加入割合補正係数により算出した金額の合計。
調整交付金見込交付率	5.17%	平成27年度（2015年度）～平成29年度（2017年度） 平均
⑦財政安定化基金拠出金見込額 G	0	平成27年度（2015年度）～平成29年度（2017年度）までの拠出率は0%
⑧財政安定化基金償還金（千円） H	650,000	
⑨準備基金取崩額等（千円） I	80,000	保険料滞納繰越収入見込額
⑩市町村特別給付費等（千円） J	3,000	保険料減免見込額
保険料収納必要額（千円） K	15,678,829	$C \times 0.22 + (A+B) \times 0.05 - F + G + H - I + J$

※ 公費のうち国の調整交付金は、市町村の第1号被保険者の保険料格差を是正するために交付されるものであり第1号被保険者に占める後期高齢者（75歳以上の人）の割合や所得分布の状況により変動する仕組みとなっています。（調整交付金の交付割合の変動に伴い第1号被保険者の保険料の負担割合（22%）も変動します。）

※ 地域支援事業に必要な費用についても、公費および保険料で賄います。

(2) 介護保険制度改正における費用負担に関する事項等について

第6期計画では、低所得者対策、制度の持続性および公平性の観点などから、以下の費用負担軽減に関する制度改正が行われます。

①一定以上所得者の利用者負担の見直し等（平成27年(2015年)8月施行）

これまで、利用者負担については、一律1割に据え置かれてきましたが、相対的に負担能力のある一定以上の所得の人の自己負担割合が2割となります。対象者は第1号被保険者の上位20%に該当する合計所得金額160万円以上で、かつ同一世帯の第1号保険者の年金収入+その他の合計所得金額が、単身世帯の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上の人です。また、自己負担限度額（高額介護サービス費）のうち、医療保険の現役並み所得に相当する人の月額上限を37,200円から44,400円に引き上げます。

②特定入所者介護（予防）サービス費の見直し（平成27年(2015年)8月施行）

施設入所等にかかる費用のうち、食費および居住費は本人の自己負担が原則となっていますが、住民税非課税世帯である入居者については、その申請に基づき、「補足給付」（特定入所者介護サービス費）を支給し負担を軽減しています。預貯金を保有するにもかかわらず、介護保険料を財源とした給付が行われることは不公平であることから、資産を勘案するなど見直しを行います。

③第1号被保険者の多段階化・軽減強化（平成27年(2015年)4月施行）

所得水準に応じてきめ細かな介護保険料設定を行うため、また、多くの自治体で特例第3段階、特例第4段階の設置や、本人課税所得層の多段階化をしている現状を踏まえ、国の標準の段階設定が、現行の6段階から9段階に見直されました。低所得の高齢者の介護保険料軽減を図るため、世帯非課税（第1段階～第3段階）については、新たに給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入する仕組みを段階的に導入する予定となっています。

1回目：平成27年4月

市町村民税非課税世帯のうち特に所得の低い者を対象として実施
(65歳以上の約2割を想定)

2回目：平成29年4月

消費税10%引き上げ時に市町村民税非課税世帯全体を対象として実施
(65歳以上の約3割を想定)

◆保険料基準額に対する割合

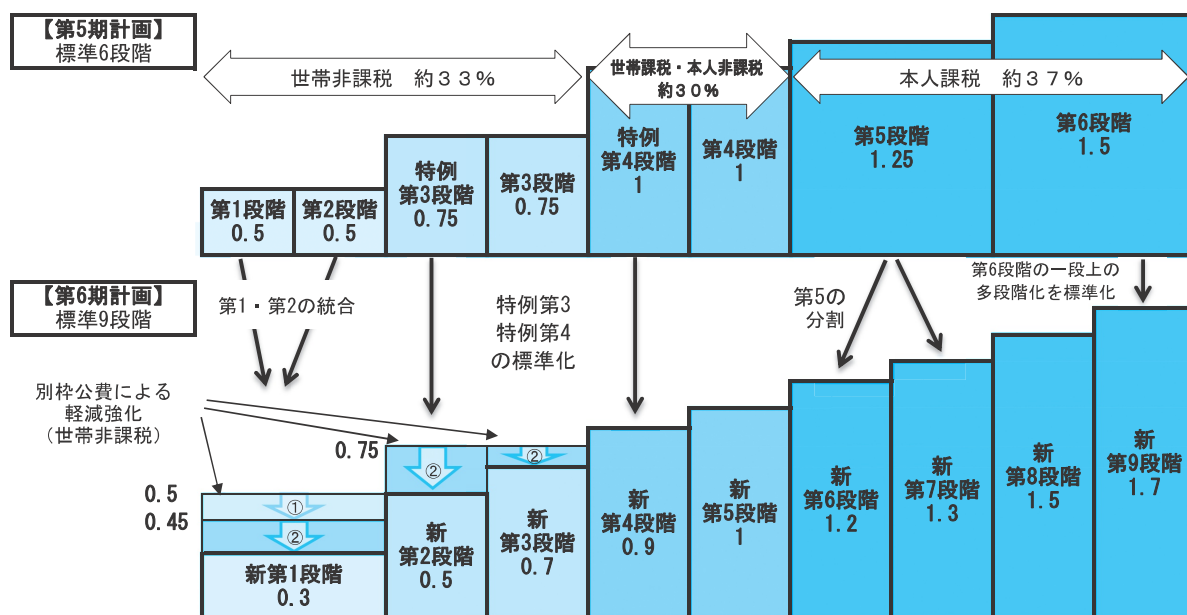
	平成27年4月	平成29年4月
第1段階	0.5 → 0.45	0.45 → 0.3
第2段階		0.75 → 0.5
第3段階		0.75 → 0.7

※公費負担割合

国 1/2、都道府県 1/4

市町村 1/4

【国の所得段階変更のイメージ図】



(3) 保険料基準月額

介護保険料基準月額は、所得段階別補正後被保険者数および予定保険料収納率等から算出され、次のようになります。

$$\text{保険料基準月額} = \frac{\text{保険料収納必要額}}{\text{予定保険料収納率}} \div \frac{\text{所得段階別補正後被保険者数}}{12\text{カ月}}$$

※1 予定保険料収納率 = 0.9885

※2 所得段階別補正後被保険者数は、第1号被保険者数を所得段階の人数比で割り振った人数で220,389人となります。

なお、低所得の高齢者の介護保険料軽減を図るための公費減額については、関係政令の公布後の実施となるため、本計画策定時点では軽減前の保険料を示しています。

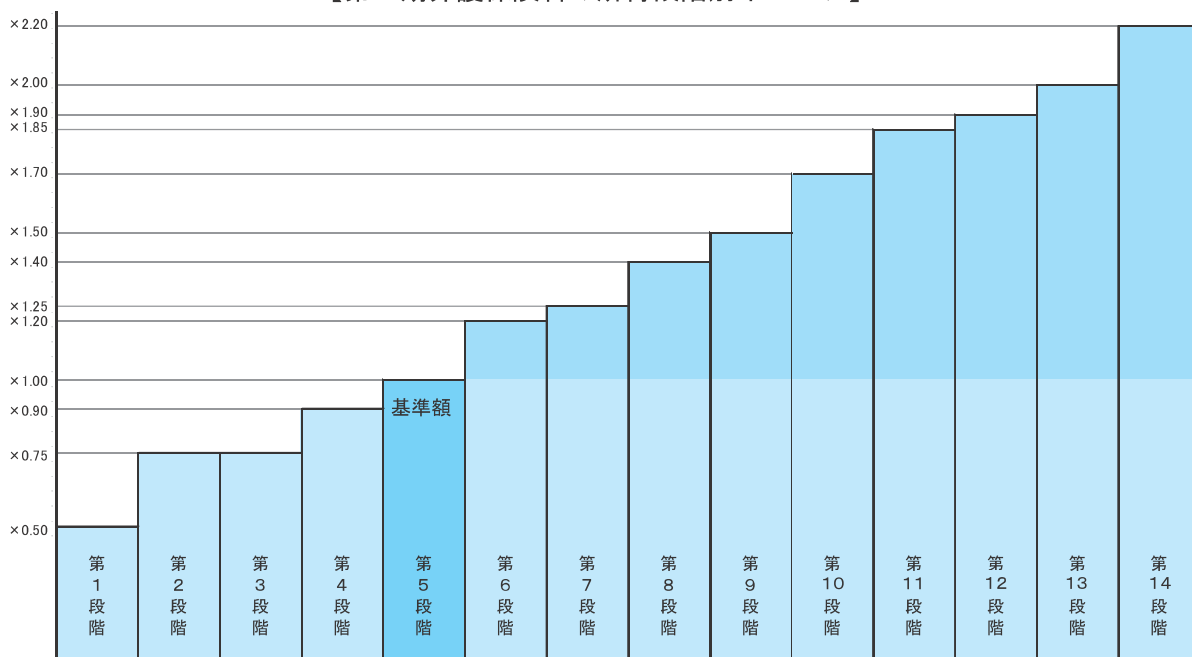
■所得段階別被保険者数と保険料基準月額

(単位:人)

	平成27年度 (2015年度)		平成28年度 (2016年度)		平成29年度 (2017年度)		合 計
	保険料率	人 数	保険料率	人 数	保険料率	人 数	人 数
第1段階	0.50	17,569	0.50	17,836	0.50	17,993	53,398
第2段階	0.75	5,437	0.75	5,520	0.75	5,568	16,525
第3段階	0.75	5,963	0.75	6,054	0.75	6,107	18,124
第4段階	0.90	10,594	0.90	10,755	0.90	10,850	32,199
第5段階	1.00	6,776	1.00	6,879	1.00	6,940	20,595
第6段階	1.20	4,890	1.20	4,964	1.20	5,008	14,862
第7段階	1.25	2,460	1.25	2,497	1.25	2,519	7,476
第8段階	1.40	6,292	1.40	6,387	1.40	6,444	19,123
第9段階	1.50	1,760	1.50	1,787	1.50	1,803	5,350
第10段階	1.70	4,970	1.70	5,045	1.70	5,090	15,105
第11段階	1.85	2,792	1.85	2,834	1.85	2,859	8,485
第12段階	1.90	1,050	1.90	1,066	1.90	1,075	3,191
第13段階	2.00	353	2.00	358	2.00	362	1,073
第14段階	2.20	982	2.20	997	2.20	1,006	2,985
合計		71,888		72,979		73,624	218,491

介護保険料基準月額 平成27年度(2015年度)～平成29年度(2017年度)	(円)	5,997
財政安定化基金償還金の影響額	(円)	249
介護保険給付費準備基金取崩額	(円)	31

【第6期介護保険料の所得段階別イメージ】



■第1号保険料額（年額）および第5期介護保険料との比較

所得段階	対象者	保険料率	年額保険料 （円）	第5期介護保険料		
				所得段階	保険料率	年額保険料（円）
第1段階	1. 生活保護を受給している方、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 2. 世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の方	0.50	35,990 （月額 2,999）	第1段階	0.50	29,990 （月額 2,499）
				第2段階	0.50	29,990 （月額 2,499）
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額が80万円を超え、120万円以下の方	0.75	53,980 （月額 4,498）	第3段階 （特例）	0.725	43,490 （月額 3,624）
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額が120万円を超える方	0.75	53,980 （月額 4,498）	第3段階	0.75	44,990 （月額 3,749）
第4段階	本人が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の方で、同一世帯に市民税課税者がいる方	0.90	64,780 （月額 5,398）	第4段階 （特例）	0.90	53,990 （月額 4,499）
第5段階 （基準額）	本人が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額が80万円を超える方で、同一世帯に市民税課税者がいる方	1.00	71,970 （月額 5,997）	第4段階 （基準額）	1.00	59,980 （月額 4,998）
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が100万円未満の方	1.20	86,370 （月額 7,197）	第5段階	1.16	69,580 （月額 5,798）
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が100万円以上120万円未満の方	1.25	89,970 （月額 7,497）			
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上170万円未満の方	1.40	100,760 （月額 8,396）	第6段階	1.25	74,980 （月額 6,248）
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が170万円以上190万円未満の方	1.50	107,960 （月額 8,996）			
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	1.70	122,350 （月額 10,195）	第7段階	1.50	89,970 （月額 7,497）
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が290万円以上500万円未満の方	1.85	133,150 （月額 11,095）			

第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上800万円未満の方	1.90	136,750 (月額 11,395)	第8段階	1.75	104,970 (月額 8,747)
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	2.00	143,940 (月額 11,995)			
第14段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の方	2.20	158,340 (月額 13,195)	第9段階	2.00	119,960 (月額 9,996)

本市においては、本計画における介護保険料について、保険料の公平性の確保と被保険者の負担能力に応じた保険料負担とします。

基準額を超える段階においては、第5期計画では第5段階・第6段階となっていたものを新第6段階から新第9段階に、また第7段階から第9段階となっていたものを新第10段階から新第14段階に新たに細分化して設定します。

(4) 第2号被保険者保険料

第2号被保険者の保険料は、医療保険者が医療保険料と一括して徴収し、社会保険診療報酬支払基金に納付します。集められた全国の納付金は、同基金から各市町村に、介護給付費の28%相当額が交付されます。

(5) 平成32年度および平成37年度における推計

本計画の策定にあたっては、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年度（2025年度）を見据え、中長期的な視野に立った施策の展開を図ることが必要となっているところです。このことを踏まえて、平成32年度（2020年度）および平成37年度（2025年度）における給付費などを試算したところ、平成32年度（2020年度）における標準給付費見込額は約249億円、地域支援事業費は約13億円、総額約262億円となり、介護保険料基準月額が6,770円になると見込んでいます。また、平成37年度（2025年度）における標準給付費見込額は約285億円、地域支援事業費は約15億円、総額約300億円となり、介護保険料基準月額は8,275円になると見込んでいます。